



Newsletter

日本教育社会学会会報 2019年12月 170-0002 東京都豊島区巣鴨1-24-14F ガリレオ学会業務情報化センター内

目次

会長再任のご挨拶	1
第72回大会のご案内	1
第71回大会を終えて	2
課題研究の報告	2
英語特設部会の報告	5
若手研究者交流会の報告	5
総会での決定事項	6
日本教育社会学会倫理規程の制定について	6
2018会計年度決算・2019会計年度予算について	10
広報部からのお知らせ	14
会員管理部からのお知らせ	14
国際委員会からのお知らせ	14
研究委員会からのお知らせ	14
学会賞選考委員会からのお知らせ	15
人文社会科学系学協会男女共同参画	15
推進連絡会担当理事からのお知らせ	15
2019・20学会年度 理事・事務局・委員等の構成	16
理事会の記録	16
常務会の記録	18
寄贈図書	21
新入会員／所属変更	22

会長再任のご挨拶

吉田 文

何とか2年間の任期を終えられそうだと思っていた頃、再び、会長に選出されました。「もっと仕事をせよ」という皆様のお声であると肝に銘じ、お引き受けすることにしました。これまでも、理事として常務会のいくつかの仕事を担当し、学会運営の一端を垣間見てはきましたが、会長となつてつくづく感じたことがあります。それは、理事会、常務会の委員の方々が渾身で仕事をしてくださることです。会長自らが何かをしなくても、常務会の各部・各委員会が機動的に仕事をし、結果として自然に学会が運営されていくのです。まったくのボランティアでここまでできることに、感動すら覚えます。会長としては、このことに

心よりお礼申し上げますとともに、これからの2年間も同様に支えていただきたく願う次第です。

今期は、学会の一般社団法人化という大きな課題があります。現在の任意団体としての学会では、財産の所有、契約に関する権利義務関係が曖昧なままです。学会の財産は会長の個人資産と見做されます。一般社団法人となることで、法律上の主体となり、学会活動の明確化を図ることにメリットがあるのですが、他方で、法令に規定された会計監査や役員選出が必要となり、現在の学会運営の仕組みの変更を余儀なくされる可能性があります。なるべく現行の方式を変えずに、スムーズに法人に移行できるよう努めてまいります。

また、前期からの継承事項として、学会のグローバル化をさらに進めていきたいと考えております。中国の教育社会学会、台湾の教育社会学会との定期的な交流は、すっかり定着した感がありますが、まだまだ一部の会員の交流に限定されていると見受けられます。より多くの会員が参加する研究交流や、中国・台湾以外の国々へもウイングを広げることが課題です。

教育社会学会の会員数は、ここ数年1,500名弱でほとんど変動がありません。少子化、研究職の減少などにより、会員数の減少に見舞われている学会が出ているなか、会員数に変動がないということは、一定数の入会者が存在することによるものであり、喜ばしいことです。しかしながら、この状況に安穏とはしてはられません。会員へのサービス、とりわけ若手研究者への支援の充実は必須です。さらには社会のニーズを汲み取り、研究として結実させていくことが何より重要です。

会員の皆様が、教育社会学の研究や教育に力を尽くしていただけるような学会にすることが、会長の仕事と心得ます。忌憚のないご意見・ご要望をお寄せください。

第72回大会のご案内

関西学院大学 富江英俊

2020年の第72回大会を関西学院（かんせいがくいん）大学で開催させて頂くことになりました。関西学院はキリスト教主義による教育を理念として1889年に創設され、

現在は幼稚園から大学院までを擁する総合学園となっています。スクールモットーである“Mastery for Service”は、「奉仕のための練達」と訳され、隣人・社会・世界に仕えるため、自らを鍛えるという、人としてのあり方を示しています。関西学院大学は、11学部に約24,000人の学生が在籍しており、勉学はもちろんスポーツやボランティア活動など様々な方面で活躍しています。

関西学院には8つのキャンパスがありますが、今回大会を開催するのは、最も広くて多くの学部がある西宮上ヶ原キャンパスです。キャンパスの設計はスパニッシュ・ミッション様式を基調とし、「伝統」と「未来」が調和した明るい雰囲気を漂わせる、日本でも有数の美しいキャンパスとされています。正門を入ると中央芝生が広がり、その奥に白亜の時計台がそびえています。行かれた、または写真を見られたことがある方も多いのではないのでしょうか。西宮上ヶ原キャンパスがある兵庫県西宮市は、大阪市と神戸市の間にあります。甲子園球場があることで有名かと思えます。大会日程は2020年9月5日（土）、6日（日）を予定しております。東京パラリンピックの期間中となりますので、特に関東方面からお越しの方は、ご留意頂ければ幸いです。

さて、70年あまりの日本教育社会学会の歴史において、本学で大会が開催されるのは今回が初めてになります。最初に打診を頂いたとき、引き受けるかどうか迷ったのは事実ですが、学内の教員や大学院生、学部生に相談すると、前向きに考えてくれる人が私の予想より多く、気持ちを固めることが出来ました。副委員長である江原昭博先生をはじめ、学内に在籍する学会員の専任教員で大会実行委員会を作り、準備にあたっていきたく思います。そして、複数の学外の学会員の先生方が、早々と「学会当日に、少しでもお手伝いします」と自ら名乗り出て頂きました。多くの方が教育社会学会を愛しておられるのだなあ実感し、「関西でやるのだから、みんなで盛り上げなきゃ」という声も聞きました。ありがたいことです。

とはいえ、やはり大きな学会のため様々な困難が予想され、準備段階でも至らないことが多々あるかと思えます。私をはじめ、実行委員会には若輩者が多いことも不安ですが、関西学院大学が持つスマートでおしゃれな雰囲気が出て、参加された方が、「参加して良かった」と思って頂けるような大会になればと念じています。どうぞよろしくお願い致します。

第71回大会を終えて

日本教育社会学会第71回大会を大正大学にて開催いたしました。大会開催期間中は天候に恵まれ、無事にすべての日程を終了することが出来ました。今大会は9月12日（木）・13日（金）の平日に開催となりましたが、参加者数は602名（うち臨時会員38名、臨時学生会員68名、中国教育社会学会より10名、台湾教育社会学会より4名）にのびりました。12日（木）夜の懇親会には207名が池袋サ

ンシャインシティ 58階のサンシャインクルーズ・クルーズに集まりました。当日は大正大学の巣鴨キャンパスから池袋サンシャインシティまで6台のバスをチャーターしての移動となりましたので、懇親会は午後7時20分と遅めのスタートとなりました。美しい夜景を眺めながら、中国と台湾からのゲストを含めて会員相互の親睦を図ることができたかと存じます。

今大会の発表申込み件数は167件で、プログラム確定後の発表の取り消しは5件でした。会員の利便性向上のために導入されている大会参加申し込みオンライン・システムによる事前参加申し込み者数は、269名（うち参加費未納が5名）でした。大会開催期間中におけるマスコミの取材申し込みは2件、発表要旨集録USB版の売り上げは8ヶで4,000円です。一時保育利用者は3名となりました。また、大正大学7号館1階における書籍販売・企画展示ブースへの出店・出展は、13社にご協力いただきました。

大会の準備には、前年の大会校である佛教大学、研究委員会、年次研究大会支援部、学会事務局の皆さまに大変お世話になりました。感謝申し上げます。今大会の実行委員会は4名の委員から成る小規模なものでした。日下田会員（大正大学）はじめ、福島会員（大正大学）、篠田会員（宝塚大学）には諸々お骨折りをいただきました。そして、大会運営には52人のアルバイトで臨みました。大正大学での大会開催が初めてで不慣れな上に、学内施設の工事による騒音や正門の閉鎖など、ご不便をおかけしたかもしれません。大きなトラブルもなく終了できましたことは、会員の皆さまのご支援とご協力の賜物です。ありがとうございました。

（第71回大会実行委員長：高野篤子）

課題研究の報告

課題研究Ⅰ カリキュラムの社会学のこれからを問う

報告1：「批判的教育学に基づく“未来のカリキュラム”に関する一考察」

澤田 稔（上智大学）

報告2：「カリキュラムの見えない「前提」を問い直す—比較社会学と知識社会学の視点から—」

渡邊雅子（名古屋大学）

報告3：「教育知と主体—歴史教科書への「慰安婦問題」記述を例に—」

山本雄二（関西大学）

討論者：広田照幸（日本大学）

司会：金子真理子（東京学芸大学）・岡本智周（早稲田大学）

格差社会、非正規雇用、子どもの貧困、自然災害、原発事故—様々な問題が表面化している時代に、私たちは、何のために、いかなる知識を生産し、伝え、教えるべきなのだろうか。M.F.D.ヤング（1998=2002）によれば、「未来

の「カリキュラム」の概念は、未来の社会の概念、それを作りだし維持するためのスキル、知識、姿勢、そしてこのような社会を現実的に可能なものとするような、知識の諸形態間の関係を含んでいる。それゆえに、カリキュラム論争は、異なる目的をめぐるものであり、私たちが期待する各々に多様な社会観をめぐる論争となる。

このような視点からのカリキュラムの社会学はいかに展開可能なのか。そもそも、戦後日本社会が構想してきた「未来のカリキュラム」とは何だったのか。今の社会には、いかなる理念や目的に基づくカリキュラムが生まれているのか。諸外国のカリキュラムと比較すると、そこにはどのような特徴があるのだろうか。本課題研究は、教育の目的・カリキュラム・社会の形成の關係に迫るべく企画された。

第1報告の澤田氏は、N.フレイザーの正義論における「承認の政治」「再配分の政治」「代表の政治」に着目して、それをあるべき「未来のカリキュラム」の3つの要素に読み換えた。すなわち、①インクルージョン（包摂性）、②コンピテンシー（資質・能力／汎用的能力／批判的思考力）、③デモクラシー（民主主義）である。それを体現した学校の事例として、ボストンの公立校Mission Hill Schoolのカリキュラムを紹介した。そこには、感情をコントロールできない子どもに対し、感情的になることやソファ等を殴ることを許容しつつ問題の行為を切り分けて指導する方法、多様な持ち味の活かし方（Multiple Entry Points）、子どもが答えなくてもよい権利（the Right to Pass）等のインクルーシブ教育のあり方や、学校目標（Be Kind, Work Hard）、コンピテンシーベースのカリキュラム（Less is More, Habits of Mind）などの特徴が浮かび上がった。

第2報告の渡邊氏は、デュルケームの知識社会学を理論的枠組みとして、「知識と思考法は社会により与えられる」「学校は知識のみならず、当該社会の思考法とその表現法を教えている」という定理を、小論文と歴史のカリキュラムの仏米比較分析を通して鮮やかに描き出した。アメリカでは「個人の目標達成」が、フランスでは「共通善を実現するためのフランス市民の育成」が教育の目的になっており、それに呼応して、米仏のカリキュラムの編成原理も異なっていることが示された（技術目標か価値目標か、ミクロの視点かマクロの視点か、体験知か体系知か、能力か教養か、未来は目的的に決まるのか不確実性に開かれているのか）。このようなカリキュラムを通して、教育内容のみならず、各社会特有の〈論理〉や〈合理性〉の基準までもが伝わっているというのである。

第3報告の山本氏は、中学校の歴史教科書に掲載された「従軍慰安婦」に関する記述を例に、教科書記述の知識社会学的な考察を行った。1996年版の歴史教科書の記述の性質は、それまでの記述やその後の記述と異なり、読者に「応答」を求めているという意味で対話的であり、知識が「生きている」。応答を求める語りには聞き手によって埋められるべき「空白」があり、個人がその呼びかけに応えるとき、主体が召喚される。従軍慰安婦の記述が激しい議論を呼び起こし、日本中を巻き込む政治状況を作り出し

たのも、そこで記述された知識がアクティブ（生きている）であったからであり、読者のある主体へと召喚する力を持っていると多くの人が感じたからであった。だが、アクティブラーニングが叫ばれる昨今、教科書の知識そのものは「抽象的客観論」的なモノローグへと後戻りしている現状に対し、知識自体がアクティブでないという現実とそれをどう受けとめて主体的であれというのか、という問題が提起された。

指定討論の広田氏からは、三者の報告を貫く論点が示された。三者は共通して、最近の学習指導要領といった枠にとどまらず、より大きな射程でカリキュラムを捉えている。気になる点としては、「カリキュラムの社会学は価値や規範とどう付き合うのか？」という問題が提起された。「あるべき社会」があって、そのための教育という考え方に立って、カリキュラムを分析することはできる。その一方で、望ましい社会像や価値が多面的であるとき、カリキュラムの社会学は規範や政治とどう向き合うのか、という問いを軸に展開された質疑応答は聴き応えがあった。本課題研究では、カリキュラムの社会学の多様な展開の可能性が実証的な分析を含めて示されたことと、その後の刺激的な討論により、多くの参加者が思考をめぐるさせている雰囲気が見受けられた。そこに「空白」が生まれ、一つではなく多様な主体が召喚されていれば、企画は成功と感じている。

（研究委員：金子真理子・岡本智周・白松賢・保田直美）

課題研究Ⅱ 教育の社会科学的実証研究再考—教育社会学と教育経済学の共通点と相違点から何を学ぶか—

報告1：「教育社会学における実証分析の展開—「社会階層と教育」の研究から—」

古田和久（新潟大学）

報告2：「教育経済学におけるエビデンス—実証研究の経済学的射程と課題—」

妹尾 涉（国立教育政策研究所）

報告3：「「経済的教育社会学」と「教育の経済学」の狭間で考える—教育投資収益率研究に着目して—」

島 一則（東北大学）

討論者：篠崎武久（早稲田大学）・村澤昌崇（広島大学）

司会：都村閑人（神戸学院大学）・中澤 涉（大阪大学）

教育と経済の関連については、教育社会学と教育経済学が多くの研究を蓄積してきた。社会学と経済学というバックグラウンドの違いをもとに、それぞれが独自の分析を進めるとともに、互いの研究成果を参照することで発展してきたともいえる。教育社会学は、調査志向が強く、独自の調査データを用いて分析を行い、とりわけ「家庭環境の要因」を経済的、文化的、社会関係の側面から検討してきた。他方で教育経済学は、人的資本の蓄積という点で教育の効果に着目することに始まり、近年では政策志向を強め、実験的手法の導入など、因果分析への関心を強めている。このように、教育社会学と教育経済学は、相互に問題

関心を共有しており、分析の方向性が重なり合う部分が多いものの、両者には分析の方向性で違いも存在する。そこで本課題研究では、教育社会学と教育経済学の共通点と相違点から、教育の社会科学的実証研究について再考することを目的とした。

第1報告者の古田氏は、まず教育社会学の実証研究の特徴として、教育とそれを取り巻く社会の全体像、およびその中長期的な変化を記述、説明することを重視してきたことをあげた。教育機会の趨勢分析によれば、教育は拡大したものの、出身階層による教育機会の格差は大幅には縮小していない。そのなかで、教育社会学は格差が持続されるメカニズムの解明に取り組んできた。次に、教育社会学と教育経済学の接点として、第1に経済学的モデルの導入、第2に関心領域の重なり、第3に計量経済学的方法の導入を指摘した。そのうえで、教育社会学の研究視角として、社会階層構造と教育制度・政策の両者を視野に入れ、個人の行動や意識を分析する必要性を強調した。具体例として、潜在クラス分析により出身階層の保有資本のタイプ分けを行い、それが高校生の進路決定や奨学金利用にいかに影響しているかを考察した自らの研究結果を提示した。

第2報告者の妹尾氏は、まず近年の教育政策においてEvidence-Based Policy Makingが重視されていることに着目し、教育経済学で取り扱われるエビデンスの射程、その効用と限界を指摘した。そのうえで、妹尾氏は教育経済学の因果推論の問題点を次のように指摘した。第1に変数間の因果関係が明らかになっても、メカニズムはブラックボックスのままであること、第2に代理変数の中身について深く検討されていないこと、第3に内的・外的妥当性について不確かなこと、第4に部分均衡に注力するあまり、一般均衡が見落とされていることである。最後に、教育社会学には、代理変数の再検討、理論モデルの整理、社会学的視点に基づいた多元的な価値の提示、因果関係の局所性と社会の全体構造との関係の検討などが期待されることを示唆した。

第3報告者の島氏は、前提作業として操作的に教育「社会学」者による「経済的教育社会学」研究と経済学者による「教育の経済学」研究を分類し、その狭間（「教育経済学的」研究）から教育の社会科学的実証研究を再考した。「教育経済学的」研究は、単に海外の「教育の経済学」研究の枠内にとどまらず、日本に特有な状況を解き明かすために、研究者のリサーチクエスションに沿って、日本に独自の研究を展開したことに意義がある。この背景には、「教育の経済学」研究が「平均」に着目し「因果」関係を「検証」しようとしているのに対し、「教育経済学的」研究が実際の「多様」な学歴・学校歴間に見られる投資効果の「実態」の「記述」やメカニズムの解明に注目していることがある。最後に島氏は、相互の研究の強みを尊重しながら、学術的協業を目指すことが重要だと指摘した。

第1指定討論者の篠崎氏からは次のようなコメントがなされた。1) メカニズムの解明の必要性が提示されたが、inputとoutputの間を補完する手段として、質的調査の知見を活用できないか。また、混合研究法の可能性についてどのように考えるか。2) 異質性について思考する道具と

しての機械学習の可能性についてどのように捉えるか。3) 既存の理論仮説をテストする手段として実験手法を用いた教育社会学の研究の可能性はどの程度あるか。

第2指定討論者の村澤氏からは次のようなコメントがなされた。古田報告に対しては、前向きの因果推論は経済学的、逆向きの因果推論は社会学的との説明があったが、必ずしも両者は明快に線引きできないのではないかと。妹尾報告に対しては、1) 教育経済学の分析は、教育の「計量分析」であって、「教育の経済学」ではないのではないかと。2) 因果推論に基づく現在の議論はいわば「狭義のエビデンス」であるが、科学としての中立性についてどのように考えるか。島報告に対しては、1) 外部効果への注目に言及されていたが、それらはどこまで経済モデルにより可視化・数値化・置換が可能か。2) 学歴・学校歴間の収益率の「実態・記述・分散」への注目が重要と述べられたが、収益率は純粋な学歴・学校歴の効果とは言い切れないのではないかと。

(研究委員：都村聞人・中澤 渉・丸山英樹)

課題研究Ⅲ ファシリテーションの時代？—コミュカ頼みの限界を超えて—

報告1:「グループのコミュニケーションへのファシリテーション—ファシリテーションの歴史と広がり—」

中村和彦 (南山大学)

報告2:「熟議民主主義におけるファシリテーション—熟議システム論の視座をふまえて—」

田村哲樹 (名古屋大学)

報告3:「ワークショップの社会学はどのように可能か—「反省性」を手がかりにして—」

牧野智和 (大妻女子大学)

討論者：中野民夫 (東京工業大学)・小針誠 (青山学院大学)

司会：井上義和 (帝京大学)

コミュカ格差に苦しむ子供や若者は少なくない。そのことへの教育社会的な関心は高く、格差を助長する恐れのあるアクティブラーニング政策への警戒心も強い。他方で、現実社会では「コミュカの高い個人を集めさえすれば上手くいく」という期待はすでに崩れ去りつつある。企業の組織再編や、住民参加のまちづくり事業など、多様な人がひとつの場に集い話し合う機会が増えた分、課題もみえてきた。こうした「コミュカ頼みの限界」に向き合うなかでたどり着いたひとつの解がファシリテーションである。

本課題研究では、ファシリテーションをさしあたり「コミュニケーションを促進する取り組み・仕組み・仕掛け」と包括的に定義する。その機能を担うのはヒトだけでなく、コトやモノも含む。それにより、組織開発や熟議民主主義、ワークショップや空間デザインなど、互いに異なるものを共通の文脈のうえで考えることが可能になる。これら異分野の最前線に詳しい専門家をまじえて、「ファシリテーションの時代」の到来とインパクトについて考えた

い。

第1報告者の中村氏は、人間関係トレーニングと組織開発の両方に関わってきた専門的見地から、ファシリテーションの歴史と広がりを押さえ概念を整理したうえで、ビジネス分野でファシリテーションがどのように取り入れられているのかを報告された。日本のビジネス界では会議の活性化やメンバーの多様性増大、イノベーションの要請などを背景に、2000年代からマネジャー層に求められる資質として「コーチング」や「ファシリテーション」などが注目されるようになり、リーダーシップのあり方も指示命令型からファシリテーター型へと変化しつつあるという。

第2報告者の田村氏は、熟議民主主義の理論や実践においてファシリテーションがどのように位置づけられるかを報告された。熟議の実践局面ではファシリテーターが重要な役割を果たしているにもかかわらず、理論的な関心は薄く、むしろ警戒的である。しかし熟議民主主義を「デザインされたフォーラム＝ミニ・パブリックス」へと切り詰めることなく「さまざまな場や実践の連関＝システム」として捉える熟議システム論の見地からは、ファシリテーション概念をマクロな次元に拡張することで、個別一システムの緊張関係として考察することができるという。

第3報告者の牧野氏は、2000年代以降に多く刊行されたワークショップ／ファシリテーション論の言説分析をもとに、この領域で社会学に何ができるのかを報告された。実践現場から生まれたワークショップ論は当初からありそうな批判をすべて織り込んで展開してきたが、それを可能にする万能的処方箋は反省（reflection）にある。つねに自らを反省することで、権力の濫用や偏向、単純化や形骸化などの危険を回避できる。つまり反省性（reflexivity）を適切に統治することによって「場をホールドする」のがファシリテーターの役割であるという。

指定討論者の中野氏は、1980年代以降のワークショップ文化の最前線で実践してきた経験をふまえ、各報告をつなぐ共通の文脈を提示された。小針氏は、アクティブラーニングの政策と実践のズレを歴史的・批判的に検討してきた見地から、ファシリテーションの時代が教育現場にもたらす課題を指摘された。またフロアからは「ファシリテーションの時代を生み出した社会的背景とは何か」「ファシ力は結局コミユカの上級編ではないのか」など多くの質問が寄せられ、登壇者が応答しつつ活発に討論がおこなわれた。

ファシ力は「コミユカ頼みの限界」から要請されるとしても、それですべて解決できるほど万能ではなく、かつ、没反省的に行使されたときの弊害も大きい。アクティブラーニングが推進されれば、ファシリテーションの技術が教育現場に「応用」される場面は増えるだろうが、その前に、学校の外部で蓄積されてきた実践と理論（と戒め）から学ぶべきことはあまりにも多い。

（研究委員：井上義和・牧野智和・鶴田真紀）

英語特設部会の報告

第71回大会で英語特設部会は9回目となります。昨年同様、今回もとくにテーマを設定せずに発表者を募集しました。その結果、応募して下さった本学会会員による3件の他、台湾教育社会学会から5件、中国教育社会学会から8件、計16件の発表申し込みがありました。台湾教育社会学会の方が1件キャンセルされましたが、全体で15件の発表という盛会でした。

部会は発表テーマによってそれぞれ"Culture & Diversity"、"History & Education"、"Education Policy"、"Higher Education"の4つに分け、大会初日と2日目午前を使って実施しました。いずれの部会も20名から30名程度の参加があり、発表内容をめぐり白熱した議論が行われ、国際的な研究交流としてたいへん有意義なものでした。また、大会初日の第I部会終了後、部会参加者などを中心にランチミーティングを実施しました。こちらにも約30名が参加し、リラックスした雰囲気で行った各国の研究事情などについて意見交換を行うことができました。

今後、特設部会ではなく一般部会での英語での発表などを検討する必要があるでしょう。また、海外から発表者を招へいする際には、日本語と英語以外の言語での報告の可能性についても検討すべきと考えています。これから国際委員会として、海外学会との交流を深めるためのさまざまな企画を出したいと考えておりますので、忌憚のないご意見をお聞かせください。

（国際委員長：山田浩之）

若手研究者交流会の報告

例年、年次大会時に開催される若手研究者交流会ですが、今年は令和元年9月11日（水）大正大学において開催されました。2008年の初回から数えて第12回目の開催になる今回も多くの方に関心を持っていただき、修士・博士の大学院生、さらには学部生を中心に24名（スタッフを除く）の参加者がありました。全体会場で教育部長・副部長が開会の挨拶を行った後、参加者は下記3つのラウンドテーブルの中から1つを選んで小教室に移動しました。各テーブルでは話題提供者の発表と参加者の活発な意見交換が行われました。

[ラウンドテーブル1：留学生・留学経験者のキャリアについて] ファシリテーター：正楽藍（神戸大学）+武寛子（神戸大学）、コーディネーター：乾美紀（兵庫県立大学）+利根川佳子（早稲田大学）

[ラウンドテーブル2：初中等教員で大学教員を目指す研究者のキャリアについて] ファシリテーター：濱元伸彦（京都造形芸術大学）+吉田美穂（弘前大学）、コーディネーター：原清治（佛教大学）+長谷川誠（神戸松蔭女子学院大学）

[ラウンドテーブル3：学校臨床社会学の研究法について]

ファシリテータ：若槻健（関西大学）+西徳宏（大阪大学）、
コーディネータ：山内乾史（神戸大学）+浅田瞳（華頂短期大学）

いずれのラウンドテーブルもスタッフを含めて10名前後で、意見を1時間ほど交わした後、再び大教室にて各テーブルで話し合われたことを参加者に発表してもらい、参加者全員で共有しました。閉会後は学内の鴨台食堂に場所を移して懇親会を開催しました。全体で16名（スタッフを除く）の参加となり、大いに盛り上がりました。

なお、来年度以降の若手研究者交流会については、その在り方も含めて、新しい教育部と企画部にて検討中です。

（教育部一同）

総会での決定事項

平成30学会年度日本教育社会学会総会は、令和元年（2019）9月12日（木）（12：50～13：40）、大正大学5号館5階551教室にて開催され、議長に京都大学の岩井八郎会員が選出されたあと、同氏の進行により、事務局および各種委員会・部会等からの報告がなされ、次いで以下の主な事項が決定されました。

1. 日本教育社会学会の一般社団法人化について

吉田会長より日本教育社会学会の一般社団法人化の検討状況について説明があり、2020年度の一般社団法人化をめざし、2019年度に法人化を検討するワーキンググループ（法人化検討WG）を常務会内に設置する提案がなされ、承認されました。

2. 日本教育社会学会倫理規程の制定について

片岡事務局長より、倫理WGが提案した倫理規程案の説明と、パブリックコメントを募集し、その結果に基づいて検討したことが報告されました。審議の結果、倫理規程案は原案通り承認されました。

3. 平成30（2018）学会年度日本教育社会学会決算案及び監査報告承認について

白川会計部部長より、平成30学会年度一般会計決算案と特別会計決算案が提示され、併せて累年会費構成表、監査報告について説明がなされました。続いて、眞鍋倫子監査より監査を代表して、決算案は適正かつ正確に記載されている旨の報告があり、審議の結果、平成30学会年度決算案と監査報告が承認されました。

4. 2019会計年度予算案について

白川会計部部長より、2019会計年度予算編成の基本方針に関して、収入・支出の設定、特別会計、その他の4点で説明があり、審議の結果、2019会計年度日本教育社会学会予算案は承認されました。

5. 会則の改正について

片岡事務局長より、昨年度総会で設置が承認されていた国際委員会について、会則の一部に委員会名の記載もれがあったことが報告され、会則に追記する提案がなされ、承

認されました。

6. 次期会長承認について

吉田会長より、新理事による互選の結果、吉田文会員が引き続き会長として選出されたことが報告され、承認されました。

7. 次期監査の推挙について

吉田会長より、次期監査について、知念渉会員、石黒万里子会員を推挙することが提案され、承認されました。

8. 次期大会開催校について

吉田会長より、次期大会を関西学院大学で開催することが提案され、承認されました。

（前事務局長：片岡栄美）

日本教育社会学会倫理規程の制定について

2019年9月12日に開催された平成30学会年度総会において、下記の「日本教育社会学会倫理規程」が承認され、施行が決定したことを報告します。

日本教育社会学会倫理規程

日本教育社会学会は、研究・教育および学会運営にあたって依拠すべき基本理念として「日本教育社会学会研究倫理宣言」を公表している。本学会はこの「研究倫理宣言」の趣旨を達成するため、「日本教育社会学会倫理規程」を設ける。本倫理規程は、日本教育社会学会員が心がけるべき倫理コードを示すものであり、会員は、本規程を十分に認識し、遵守しなければならない。

第1条 基本的人権の尊重

日本教育社会学会（以下、本会）および会員は、基本的人権を尊重し、人間の幸福および社会の福祉への貢献を目指して、研究、教育その他社会活動に努めなければならない。

第2条 社会的責任

本会および会員は、教育社会学にかかる研究および教育その他社会活動が社会からの信頼により成立していることを認識し、自らの活動が社会に与える影響を自覚し、公正かつ誠実な活動に努めなければならない。

第3条 社会調査の倫理

1〔調査研究の社会的影響に対する自覚〕会員は、調査研究が調査対象者および調査フィールドに対して社会的影響を及ぼし得ることを自覚し、倫理に反する調査の実施を避けなければならない。

2〔プライバシーの保護と人権の尊重〕会員は、研究活動において知り得た情報を不当に利用してはならず、また、とりわけ調査対象者のプライバシーの保護および基本的人権の尊重に最大限努めなければならない。

3〔インフォームド・コンセント〕会員は、研究にあつ

ては、別に定める例外によらないかぎり、その目的、過程全般、成果の公表方法、終了後の対応等をあらかじめ調査対象者・その保護者等に対して十分に説明し、調査対象者あるいはその保護者等から調査に対する同意を得なければならない。

第4条 差別的な取り扱いの禁止

会員は、研究、教育その他社会活動にあたっては、社会の多様性を尊重しなければならない。また、性別、年齢、出自、経歴、宗教、人種、エスニシティ、国籍、言語、障害、健康状態、性的指向、ジェンダー・アイデンティティ、思想信条、家族状況等を理由として差別的な取り扱いをしてはならない。

第5条 ハラスメントの禁止

会員は、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントその他のハラスメントにあたる行為をしてはならない。

第6条 研究不正の禁止等

- 1〔捏造・改ざんの禁止〕会員は、研究にあたっては、理由の如何を問わず、データを捏造し、または改ざんしてはならず、また、取得したデータの適切な保管および管理に努めなければならない。
- 2〔剽窃・盗用の禁止〕会員は、研究のオリジナリティを尊重しなければならない。また、理由の如何を問わず、他人の研究を剽窃し、または盗用してはならない。

第7条 その他の不正行為の禁止

- 1〔研究資金の適正な取り扱い〕会員は、研究資金を適正に取り扱わなければならない。
- 2〔発表倫理の遵守〕会員は、二重投稿、ギフト・オーサーシップ（研究に実質的な関与のない者を著者とする）、ゴースト・オーサーシップ（研究に重要な関与のある者を著者から外すこと）その他の発表倫理に反する行為をしてはならない。
- 3〔利益相反の禁止〕会員は、所属機関、資金提供者、情報提供者等との間で、本規程に反する契約をし、または約束をしてはならない。

第8条 相互連携と研鑽等

- 1〔相互連携〕会員は、教育社会学の専門家として、専門的能力の維持および向上に努めるとともに、教育社会学の発展および普及を目指して相互に連携および協力をしなければならない。
- 2〔相互批判・相互検証の場の確保〕本会は、研究および教育活動に関する倫理の啓発、研究の相互批判および相互検証の場の確保に努めなければならない。
- 3〔倫理の研鑽と啓発〕会員は、研究および教育活動に関する倫理を学び、自己研鑽および倫理の啓発に努めなければならない。

第9条 社会的還元

会員は、社会的還元に留意して研究活動を行うとともに、研究の公共性および社会的責任を自覚し、研究成果の公表に努めなくてはならない。

第10条 規程の運用

- 1〔倫理委員会〕本会は、本会の活動における倫理的な問題に対応するため、別に定める「日本教育社会学会倫理委員会規程」により、本会に「日本教育社会学会倫理委員会」を置く。
- 2〔倫理ガイドラインの策定〕本規程の施行に際しては、具体的な運用のための「日本教育社会学会倫理ガイドライン」を別に定める。

付則

1. 本規程は、2019年9月12日より施行する。
2. 本規程の変更は、日本教育社会学会理事会の議を経るものとする。

1. 日本教育社会学会倫理規程の制定に至る経緯

本規程の制定にあたり、2019年2月より倫理ワーキンググループが常務会内に設置され、学会法人化にむけた取り組みの一つとして、倫理規程作成のための検討会が行われてきました。倫理規程案は、理事会で検討されたあと、パブリックコメントを募集し、広く会員からの意見を募りました。パブリックコメントの募集期間は、2019年8月21日～9月3日で、会員一斉メール（8月21日付け）にて募集しました。その結果、5名の会員より、合計で20の意見が寄せられました。その後、倫理WGですべてのパブリックコメントを慎重に検討し、倫理規程条文（案）の修正を行いました。詳細な部分まで目を通していただき、コメントを下された会員のみなさまには、心より感謝しております。

パブリックコメントのすべてについて、倫理ワーキンググループで検討した結果をコメントを下された会員に回答しました。最終的に平成30学会年度第3回理事会にて、倫理規程案が承認され、翌日の総会に提案され、満場一致で原案通り承認されました。

2. 日本教育社会学会倫理規程の性格と作成方針について

本倫理規程の性格と位置づけについて、倫理WGでは下記のように整理し、平成30学会年度第3回理事会および平成30学会年度総会で片岡事務局長より説明がなされました。

(1) 倫理規程の性格

- a. 国内学会、海外の学会の倫理規程、倫理コード、倫理綱領を多数（リストは下記）参照し、倫理コードとは何であるかについての標準的な指針を、規程として条文化することを目指した。これにより国際的にも標準的な倫理コードをもつ学会であることを示すことができる。
- b. 研究倫理宣言の趣旨を、ある程度具体化して倫理規程として示すことで、本学会やその会員が守るべき規範、倫理コードが何であるかを示すものが倫理規程である。そ

れゆえ、別表に示すように、研究倫理宣言と倫理規程との対応関係をつけている。

倫理規程は、研究倫理宣言の趣旨を実現するための内容（指針）をもち、研究倫理宣言と内容に齟齬があってはならないと考える。

- c. 国際的な水準での倫理コードを作成した。倫理規程において特定の内容を省略することは、研究倫理宣言の趣旨から外れるだけではなく、その内容を学会が倫理問題ではないとみなす姿勢を示すことになり、特殊な倫理規範をもつ学会とみなされる危険がある。倫理コードの内容を、国際的標準的なレベルでとらえることで、守るべき倫理の指針として、ある程度網羅的に示す必要がある。学会の国際化にともない、その必要性は高まるだろう。

(2) 倫理規程と運用方法（およびその規定）の分離

倫理規程と、規程の運用方法とは別次元の問題として分けて考える必要がある。倫理に関する学会の実務的な対応は、時代や学会の実情に合わせて、変化していくものと捉えている。それゆえ、倫理規程で示されたすべての倫理コードについて、学会が解決・対応することを約束するものではない。実際に解決できない問題が多いことも事実である。現実的に対処できる内容に対しては、その都度、可能な範囲での最善をつくすというスタンスである。

- (3) 上記に関連して、申立ての方法や申立て者の要件については、今後の検討課題である。

(4) 運用面での問題

倫理委員会の設置とその内容の検討を重ねる中で、本学会が倫理問題にどのように対応できるかを明確化する予定である。

(5) 参照した他学会の倫理コード、倫理規程等

- ・ 倫理規程案の作成にあたり、文系の諸学会の倫理規程を参考にするのみでなく、理系学会の倫理規程、また海外の倫理規程（特にアメリカ）をも参考にすべきであると考え、各委員が資料を持ち寄って内容を検討した。アメリカは特に細かく倫理規程があり、研究者はみなその規程にすべて同意したうえで研究活動をしているからである。

- ・ 検討の際に参照した学会等の資料は、以下の通りである。

日本社会学会、日本高等教育学会、日本文化人類学会、日本人類学会、日本民俗学会、日本子ども社会学会、日本教育学会、日本教師教育学会、日本心理学会、医学雑誌編集者国際委員会、社会福祉学会、日本哲学会、日本化学会、ジェンダー法学会、クィア領域のガイドライン試案、

American Sociological Association (ASA), American Educational Research Association (AERA), National Women's Studies Association (NWSA), World Council of Comparative Education Societies (WCCES)

資料として、以下を提示する。

- (1) 2001年の日本教育社会学会研究倫理宣言

(2) 倫理規程と研究倫理宣言の対応表

日本教育社会学会研究倫理宣言

日本教育社会学会および会員は、人間の尊厳を重視し、基本的人権を尊重すべき責任を有している。その活動は、人間の幸福と社会の福祉に貢献することを目的とする。

会員は、学問水準の維持向上に努めるのみならず、教育という人間にとって必要な営みを対象としていることを深く自覚し、自らの行為に倫理的責任をもたなければならない。

会員は、学問的誠実性の原理にもとづき、正直であること、公正であることに努め、他者の権利とその成果を尊重しなければならない。

会員は、専門家としての行為が、個人と社会に対して影響があることを認識し、責任ある行動をとらなければならない。

学会および会員は、この宣言を尊重して行動し、宣言の精神を広く浸透させるよう努めなければならない。

2001年10月8日

日本教育社会学会

日本教育社会学会「研究倫理宣言」と「倫理規程」の対応表

研究倫理宣言（パラグラフ単位）	倫理規程の条文
①日本教育社会学会および会員は、人間の尊厳を重視し、基本的人権を尊重すべき責任を有している。その活動は、人間の幸福と社会の福祉に貢献することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・（1条）基本的人権の尊重 ・（4条）差別的な取り扱いの禁止 ・（5条）ハラスメントの禁止
②会員は、学問水準の維持向上に努めるのみならず、教育という人間にとって必要な営みを対象としていることを深く自覚し、自らの行為に倫理的責任をもたなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・（2条）社会的責任
③会員は、学問的誠実性の原理にもとづき、正直であること、公正であることに努め、他者の権利とその成果を尊重しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・（3条）社会調査の倫理 ・（4条）差別的な取り扱いの禁止 ・（5条）ハラスメントの禁止 ・（6条）研究不正の禁止等 ・（7条）その他の不正行為の禁止
④会員は、専門家としての行為が、個人と社会に対して影響があることを認識し、責任ある行動をとらなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・（2条）社会的責任 ・（9条）社会的還元
⑤学会および会員は、この宣言を尊重して行動し、宣言の精神を広く浸透させるよう努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・（8条）相互連携と研鑽等 ・（10条）規程の運用

（注）倫理規程条文の漢字の使い方は文部科学省、日本学術会議等のHP使用にあわせる。

（前事務局長：片岡栄美）

2018会計年度決算・2019会計年度予算について

2019年9月12日に開催された本学会総会において承認されました2018会計年度決算及び2019会計年度予算について説明します。なお、これまで会計年度には年号を用いておりましたが、本学会では暦年の表記には西暦を用いることが理事会で決定されましたので、会計年度も西暦表記に変更しております。

1. 2018年度決算について

1.1 一般会計決算

1.1.1 全体の概要

2018年度（2018年8月～2019年7月末）は、当期収入合計が予算を1,061,351円下回りました。また当期支出合計は、予算額を1,314,246円下回りました。そのため、次年度繰越金は、予算を96,922円上回りました。

決算全体としては、収入・支出ともに予算を下回ることになりましたが、全体として当期収入は当期支出を36万円上回り、単年度での黒字決算となりました。なお、2018年度より導入した会費の「オンライン支払い（カード払い）」は183件の利用がありました。

各項目の詳細については以下の通りです。

1.1.2 収入について

2017年度より、会員区分が一般会員、院生会員、留学生会員に区分され、会員区分によって会費額が異なる設定となったことを受け、2018年度予算から新しい会員区分での予算編成を行いました。

一般会員会費の当年度分の納入額は13,253,000円で、納入者は1,205名でした。納入者は前年度より8名減少し、納入率は91.6%でした。一般会員会費の過年度分の納入者は71名でした。新たな会員区分の変更をもとに予算を作成するにあたり、過年度分の納入額を多く見積もっていたために、予算と差が生じました。

院生会員会費（当年度分）納入額は1,165,000円で、納入者は170名でした。納入者は前年度より13名増加し、納入率は101.2%（2019年7月末時点の院生会員数168名）でした。なお、納入率が100%を超えているのは、年度当初に院生会員であった方が、年度途中で一般会員に身分変更されるなど7月末時点での異動が生じたケースがあることを背景とするものです。院生会員会費の過年度分の納入者は9件分でした。

留学生会員会費の当年度分の納入額は110,000円で、納入者は20名でした。納入者は前年度より2名増加し、納入率は87.0%でした。留学生会費の過年度分の納入者はありませんでした。

団体会員会費は2団体の納入がありました。

広告収入は予算に比べて20,000円減となりました。雑収入は、前年度に仮払いの形で支出していた大会補助費、編集委員会、研究委員会、学会賞選考委員会の経費に残金（それぞれ396,540円、116,336円、239,722円、308,424円）が発生し、それを学会収入として回収したもの、ならびに利息です。また、「教育社会学事典」の印税の入金16,308

円もありました。予算額を573,351円下回った背景として、毎年、大会会計の剰余金が雑収入として学会会計に組み込まれていますが、昨年度は、台風による途中中止の影響のためその剰余金が少額であったことがあります。

1.1.3 支出について

大会補助費、編集委員会経費、研究委員会経費、学会賞選考委員会経費、国際委員会経費の全額は、大会校、各委員会に仮払いの形で予算通りの額を支出しました。これらについては、残金が発生した場合は、2019年度初め（9月の大会終了後）に回収し、次年度の学会収入となります。

紀要刊行費は予算を105,478円下回りました。ブリテン刊行費は、予算を6,734円下回りました。オンラインジャーナル化費は、予算を6,664円下回りました。理事選挙費は、今年度と来年度でおおむね半額ずつを支出することになっていますが、予算を66,283円超過しました。この理由は、理事選挙のための実費支出とともに2年に1度の理事選挙委員会経費（50,000円）を本費目から支出したことによります。なお、理事選挙委員会経費は残金が発生した場合は、2019年度初めに回収し、次年度の学会収入となります。

交通費は、予算を482,375円下回りました。会議会合費は、予算を137,450円下回りました。事務アルバイト費は、予算を26,200円超過しました。大会支援部・倫理WGでの事務アルバイト費用をこの経費から支出しており、今年度、後者が新たな支出があったことによります。事務委託費は、委託先のガリレオ社に支払ったもので、予算を313,825円下回りました。この費目には、SOLTIのシステム改修等のための支出を含めて予算を計上していましたが、今年度はそれがなかったことによります。

印刷費は、予算を17,911円下回りました。通信費は、予算を278,373円下回りました。消耗品費は、予算を11,216円下回りました。資料保管料は、予算を3,982円下回りました。事務局事業費は、予算を48,183円下回りました。会費支出は、教育関連学会連絡協議会の会費を予算通り支出しました。雑費は、予算を25,462円超過しました。予備費は、支出がありませんでした。

1.2 特別会計決算

特別会計については、これまで一般会計において前年繰越金が1,800万円以上そのまま繰越がなされてきたことについて、今後の学会運営・活動を考慮し、1,500万円を特別会計に繰り入れることを昨年度の総会で提案し、了承されました。これについて、実際に予算区分の移動を行うにあたり、貸借対照表との整合性及び資金管理口座の構成から、これまで一般会計に置いていた定期預金口座2口（7,576,165円、7,579,808円）を特別会計に移動することで対応することにしました。そのため、特別会計への移動が15,155,973円となりました。これは、学会運営の安定化と学会活動の活性化を図るための会計上の条件整備を図ることを目的とするものです。

1.3 その他

2018年度一般会計の貸借対照表において「仮払金（大会校）」の項目が設定されています。これは、大会校の要請に基づいて2018年度予算の大会準備金135万円とは別に125万円を大会校に仮払いしている資金をさすものです。大会校が大会準備を進めるために必要となる各種経費の支払いを適切な時期に支払うことができるように、大会校からの要請により運転資金として渡しているものです。大会終了後に返金されることを前提としているため、学会の資産扱いとなっています。

2. 2019年度予算について

2.1 一般会計

2.1.1 概要

一般会計は、安定的に運営することを基本に昨年度と同額を基本に編成しています。特別会計は昨年度の一般会計からの繰り入れを明確にするために、目的別の区分を設定します。

2.1.2 収入

会費収入は例年通り、過去三年間の会費納入率を勘案して91%として、各会員区分に対して会費収入見込額を計算しました。広告収入と雑収入は、過去3年平均をもとに計算しました。

2.1.3 支出

大会補助費については昨年度と同額としました。紀要刊行費は、前年度予算と同額の560万円を計上しました。ブリテン刊行費とオンラインジャーナル化費は、広報部からの要望に基づき、昨年同額とし、20万円、40万円を計上しました。理事選挙費も昨年同様としました。

理事会・事務局経費は次の通りです。交通費は、前年度決算をもとに2,500,000円を計上しました。会議会合費の予算額は25万円、事務アルバイト費は2万円を計上しました。これらは昨年度予算と同額です。事務委託費は、前年度よりも10万円減額して320万円を計上しました。通信費は100万円、事務局事業費は50万円としました。これらは昨年度予算と同額です。事務局事業費は、教育部の事業経費と理事会決定によって設置される各種ワーキンググループの必要経費をここから支出することを想定しています。また、会費支出は、教育関係諸学会協議会の年会費（毎年度の定額支出）であり、昨年度と同額の1万円です。それ以外の費目については、昨年同様としました。

編集委員会経費は25万円、研究委員会経費は60万円、学会賞選考委員会経費は50万円、国際委員会経費は30万円として、昨年度予算と同額です。

次期繰越予定金は4,817,770円をそのまま繰越します。これは一般会計上の不測の事態へ対処するために一定額の繰越金は必要であることが理由です。繰越額は、一般会計の3割を目安にしています。

2.2 特別会計

2019年8月に東京で開催された「世界教育学会(WERA)」への組織的な参加のための学会負担金（1学会30

万円）は、一時的な特別な事業支出であることから、一般会計には計上せず、特別会計からの支出としています。この方針は、昨年度の総会で承認されていましたが、予算として計上し、支出することは2019年度予算での扱いとなります。

また、特別会計については、①学会運営基本金15,155,973円、②研究奨励・学会活動活性化基金2,271,226円に区分しました。なお、預金構成から、定期預金を学会運営基本金として位置づけています。

2.3 その他

2019年10月からの消費税増税により、2%の支出増が見込まれます。現在、一般会計の決算（支出）が約1800万円であることから、増税により概算で1833万円となり、約33万円の支出増になる見込です。消費税増税の影響については、2019年度予算編成の時点では、特別な措置は行わず、変化の推移をみることにしました。

（前会計部長：白川優治）

日本教育社会学会

一般会計収支計算書

(2018年8月1日 ~ 2019年7月31日)

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差額	備考
一般会員会費(当年度)	13,288,000	13,253,000	-35,000	
院生会員会費(当年度)	987,000	1,165,000	178,000	
留学生会員会費(当年度)	99,000	110,000	11,000	
一般会員会費(過年度)	1,309,000	728,000	-581,000	
院生会員会費(過年度)	98,000	68,000	-30,000	
留学生会員会費(過年度)	11,000	0	-11,000	
団体会員会費	22,000	22,000	0	
広告収入	640,000	620,000	-20,000	
雑収入	1,700,000	1,126,649	-573,351	
当期収入合計	18,154,000	17,092,649	-1,061,351	
前期繰越金	19,611,848	19,611,848	0	
収入合計	37,765,848	36,704,497	-1,061,351	
大会補助費	1,325,000	1,325,000	0	
大会準備費	1,200,000	1,200,000	0	
院生等参加支援費	125,000	125,000	0	
紀要刊行費	5,600,000	5,494,522	-105,478	
ブリテン刊行費	200,000	193,266	-6,734	
オンラインジャーナル化費	400,000	393,336	-6,664	
理事選挙費	350,000	416,283	66,283	
理事会・事務局経費	8,500,000	7,258,347	-1,241,653	
交通費	2,800,000	2,317,625	-482,375	
会議会合費	250,000	112,550	-137,450	
事務アルバイト費	20,000	46,200	26,200	
事務委託費	3,300,000	2,986,175	-313,825	
印刷費	200,000	182,089	-17,911	
通信費	1,000,000	721,627	-278,373	
消耗品費	250,000	238,784	-11,216	
資料保管料	70,000	66,018	-3,982	
事務局事業費	500,000	451,817	-48,183	
会費支出	10,000	10,000	0	
雑費	100,000	125,462	25,462	
編集委員会経費	250,000	250,000	0	
研究委員会経費	600,000	600,000	0	
学会賞選考委員会経費	500,000	500,000	0	
国際委員会経費	300,000	300,000	0	
予備費	20,000	0	-20,000	
当期支出合計	18,045,000	16,730,754	-1,314,246	
次期繰越予定金	4,720,848	4,817,770	96,922	
特別会計へ繰入	15,000,000	15,155,973	155,973	
支出合計	37,765,848	36,704,497	-1,061,351	

日本教育社会学会

特別会計収支計算書

(2018年8月1日～2019年7月31日)

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差額	備考
一般会計からの繰入	15,000,000	15,155,973	155,973	
雑収入	0	20	20	
当期収入合計	15,000,000	15,155,993	155,993	
前期繰越金	2,271,206	2,271,206	0	
収入合計	17,271,206	17,427,199	155,993	

科目	予算額	決算額	差額	備考
次期繰越予定金	17,271,206	17,427,199	155,993	
支出合計	17,271,206	17,427,199	155,993	

日本教育社会学会
一般会計予算書

(2019年8月1日～2020年7月31日)

(単位：円)

科目	2018年度決算	2019年度予算
一般会員会費(当年度)	13,253,000	13,310,000
院生会員会費(当年度)	1,165,000	1,071,000
留学生会員会費(当年度)	110,000	115,500
一般会員会費(過年度)	728,000	770,000
院生会員会費(過年度)	68,000	77,000
留学生会員会費(過年度)	0	11,000
団体会員会費	22,000	22,000
広告収入	620,000	600,000
雑収入	1,126,649	1,700,000
当期収入合計	17,092,649	17,676,500
前期繰越金	19,611,848	4,817,770
収入合計	36,704,497	22,494,270

※会員による年度中の払い込み以外に、前年度決算における『前受会費』中の『2019年度会費前受金』部分が期首に収入として繰り込まれる。

大会補助費	1,325,000	1,325,000
大会準備費	1,200,000	1,200,000
院生等参加支援費	125,000	125,000
紀要刊行費	5,494,522	5,600,000
ブリテン刊行費	193,266	200,000
オンラインジャーナル化費	393,336	400,000
理事選挙費	416,283	350,000
理事会・事務局経費	7,258,347	8,100,000
交通費	2,317,625	2,500,000
会議会合費	112,550	250,000
事務アルバイト費	46,200	20,000
事務委託費	2,986,175	3,200,000
印刷費	182,089	200,000
通信費	721,627	1,000,000
消耗品費	238,784	250,000
資料保管料	66,018	70,000
事務局事業費	451,817	500,000
会費支出	10,000	10,000
雑費	125,462	100,000
編集委員会経費	250,000	250,000
研究委員会経費	600,000	600,000
学会賞選考委員会経費	500,000	500,000
国際委員会経費	300,000	300,000
予備費	0	50,000
当期支出合計	16,730,754	17,675,000
次期繰越予定金	4,817,770	4,819,270
特別会計へ繰入	15,155,973	0
支出合計	36,704,497	22,494,270

日本教育社会学会
特別会計予算書

(2019年8月1日～2020年7月31日)

(単位：円)

歳入		
科目	金額	備考
雑収入	10	
当期収入合計	10	
前期繰越金	17,427,199	
収入合計	17,427,209	

特別会計は、①学会運営基本金 15,155,973円、②研究奨励・学会活動活性化基金 2,271,226円に区分する。

歳出		
科目	金額	備考
WERA参加費	300,000	
当期支出合計	300,000	
次期繰越予定金	17,127,209	
支出合計	17,427,209	

広報部からのお知らせ

第71回大会（大正大学2019年）の発表要旨集録を、学会ホームページに掲載いたしました。「大会関係」から「第71回大会のお知らせ」にお進みいただきますと、発表要旨をダウンロードできますのでご活用ください。

（広報部長：濱中淳子）

会員管理部からのお知らせ

1.異動にともなう会員情報の更新について

昨年度より、下記の正会員区分による学会年会費の納入制度がスタートしております。

一般会員	11,000円
院生会員	7,000円
留学生会員	5,500円

（詳しくは学会HPの「入会案内」-「変更・退会」のページにある「会員情報の変更について」をご覧ください）

会員区分は「会員情報管理システム〈SOLTI〉」の情報に従って設定されますので、就職、異動、所属変更など、会員情報に変更があった方は、学会ホームページから〈SOLTI〉にアクセスして会員情報の更新をお願いいたします。更新が遅れますと、誤った会費請求による会費の不正納入や大会プログラムへの新所属の反映がなされないことがあります。引き続き速やかな変更にご協力ください。

2.会費納入時期と投稿・大会発表資格について

本学会運営内規により、学会機関誌への投稿、および年次研究大会での発表には、その年の4月末日までに会費（4月末日時点の年度の会費）を納入していることが資格要件となっています。これまでも会費の納入が遅れ資格を失うケースが見られましたので、改めてご確認ください。

新入会員も、他の会員と同様、4月末日までに入会の手続き（会費の振込と入会申込）をしなければ、大会発表資格を得られませんのでご注意ください。なお、新入会員が学会機関誌に投稿する場合は、従前のおり、学会機関誌の投稿締切日までにHP上より入会申込するとともに、会費を納入していることが要件となります。

3.【SOLTI】所属先(英語)情報の入力をお願い

会員情報システムSOLTIに英語にて所属先(所属機関・学部(事業所)、学科(部署)、役職)を入力する欄が追加されました。これは学会の国際化の一環として英語による会員情報を整備するものですので、会員の皆さまにおかれましては是非とも情報の入力をお願い申し上げます。

4.会員検索システムのご案内

日本教育社会学会では、会員情報を「オンライン名簿」で検索することができます。学会ホームページから「会員検索システム」にアクセスしてご利用ください。先にお知らせしましたように、自宅住所・電話番号を検索したい場

合も、同システムをご利用ください（ただし、自宅住所・電話番号を検索できるのは、これらの情報を開示するよう設定している会員に限ります）。

（会員管理部長：白松 賢）

国際委員会からのお知らせ

2020年5月8日、9日、中正大学（嘉義市）にて台湾教育社会学会第26回大会が開催される予定です。どのような形になるか未定ですが、これまでと同様に日本教育社会学会の代表として参加される方を募集する予定です。また、一般での参加も可能です。学会のHPなどで告知いたしますので、関心のある会員の方はぜひご参加ください。

また、中国教育社会学会第16回大会は、2020年10月に蘇州大学で開催される予定とのことです。前回は参加者の募集ができませんでしたが、来年度は会員の方々の参加を募ることができそうです。こちらも学会HPなどで告知いたします。多くの方々のご参加を期待しています。

（国際委員長：山田浩之）

研究委員会からのお知らせ

第72回大会テーマ部会：テーマの募集

第72回大会（関西学院大学）における「テーマ部会」のテーマを、以下の要領で募集いたします。

1) 以下の事項を記載した「提案書」（書式自由）を作成してください。

- ①氏名、所属、連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）
- ②テーマ
- ③テーマ設定の趣旨（800字程度）
- ④テーマを示すキーワード（3個程度）

2) 「提案書」を研究委員会まで電子メールでお送りください（件名：「テーマ部会提案書」）。なお、「提案書」を送付いただいた場合には、3日以内に受領確認メールをお送りいたします。万が一受領確認メールが届かない場合には、お手数をおかけして恐縮ですが、当方までご連絡いただければ幸いです。

・送付先：山内乾史（研究委員長：神戸大学）

・E-mail：yama@kobe-u.ac.jp

3) 締切：2020年3月5日（木）

締切後、ご提案内容をもとに研究委員会にてテーマの仮決定をし、学会ホームページと5月のプリテンにて公表します。その上で発表の申し込みを受け付け、部会を構成できるだけの申し込みがあった部会を「テーマ部会」として確定します。ご質問やご意見がございましたら、山内までご連絡なくお知らせください。みなさまからのご応募をお待ちいたしております。

（研究委員長：山内乾史）

学会賞選考委員会からのお知らせ

今期から選考委員会は新メンバーとなり、委員長・古賀正義（中央大学）、副委員長・村澤昌崇（広島大学）、ほか7名（男性3名、女性4名）で選考をおこないます。

I 第8回<著書の部>（2018学会年度）選考結果について

第8回奨励賞（著書の部）は選考が終了し、大正大学で開催されました日本教育社会学会第71回大会（令和元年9月12日）において、授賞式が執り行われました。受賞作は3点で、以下のとおりです（敬称略、五十音順）。

知念渉『<ヤンチャな子ら>のエスノグラフィー—ヤンキーの生活世界を描き出す』青弓社、2018年

徳永智子：Tomoko Tokunaga, 2018, *Learning to Belong in the World: An Ethnography of Asian American Girls*. Springer

福井文威『米国高等教育の拡大する個人寄付』東信堂、2018年

選考経過および選考理由につきましては、2020年5月発行予定の『教育社会学研究』第106集に掲載される予定です。

II 第9回<論文の部>（2019学会年度）推薦受付のお知らせ

日本教育社会学会奨励賞（2019学会年度）の候補業績の推薦（自薦・他薦）を、次の要領で受け付けます。「日本教育社会学会奨励賞要綱」および「推薦（自薦・他薦）票」の注意事項をお読みの上、ご推薦いただきますようお願い申し上げます。

2019学会年度は、「論文の部」の推薦となります。

1. 推薦（自薦・他薦）の必要書類等

(1) 推薦する業績

論文の部：掲載誌1冊および抜き刷り（コピー可）3部
ただし、『教育社会学研究』掲載論文については、掲載誌・抜き刷りとも不要です。

今回は、2018年1月1日から2019年12月31日までに発行されたものが対象となります。

(2) 推薦（自薦・他薦）票 1部（2頁）

推薦票にはもれなくご記入ください。推薦票の様式は、日本教育社会学会ホームページからダウンロードすることができます。

応募書類は基本的に返却いたしませんので、ご了承ください。

2. 書類送付先、受け付けの締め切り

推薦（自薦・他薦）の必要書類は、下記あて、郵送（宅配便も可）してください。

〒739-8512 広島県東広島市鏡山1-2-2

広島大学高等教育研究開発センター 村澤昌崇研究室 気付

日本教育社会学会賞選考委員会事務局

締め切り 2020年3月4日(水) (必着) 受理次第、電子メールにてその旨連絡します。

3. 推薦の要件等について

候補業績の推薦は、「日本教育社会学会奨励賞要綱」をご熟読の上、お願いします。その要点は次のとおりです。（「要綱」は学会ホームページにも掲載しています。）

①（対象）

賞の対象は、本会の若手の会員が発表した教育社会学の顕著な研究業績です。「若手の会員」とは、選考の対象となる研究業績が発表された時点で、40歳未満あるいは大学院生であり、かつ会員であった者を指します。

②（選考）

・賞の選考は、2年間を単位として、この間に発表され、かつ、会員から自薦・他薦のあった研究業績を対象に行います。

・今回の選考は、2018年1月1日から2019年12月31日までに発行されたものを対象とします。

・会員が自薦および他薦できる研究業績は、部門ごとに、自薦・他薦合わせて、会員一人あたり1点です。

・「論文の部」において自薦・他薦できる研究業績は、若手の会員が、『教育社会学研究』および日本国内外の学協会誌もしくはこれに準ずるものに個人名で発表し、掲載された和文あるいは英文の教育社会学研究論文です。単著論文に限定されます。

（『教育社会学研究』誌に掲載された投稿論文の場合は、掲載時に有資格者からすでに自薦票が提出されておりますので、あらためて推薦票（自薦・他薦）をご提出いただく必要はありません。）

・学会賞選考委員は、「推薦会員」となることはできません。

③（授賞点数）

・「論文の部」における授賞点数は、2年間で、2ないし3点程度です。

・賞の授与は、会員一人につき、「論文の部」「著書の部」のそれぞれについて1回を限度とします。

④（賞の授与）

・賞の授与は、隔年の年次大会総会において行います。

4. お問い合わせ先（電子メールにてお願いします）

副委員長 村澤昌崇（広島大学高等教育研究開発センター）

電子メール mrswm@hiroshima-u.ac.jp

（学会賞選考委員長：古賀正義）

人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡会担当理事からのお知らせ

2019年9月27日、GEAHSS（人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡会）第4回運営委員会が開催されました。青野篤子氏（日本心理学会・福山大学名誉教授）が委員長に選任され、2019年10月から新執行部体制がスタートしました。また、会費制度の導入に係る規約の改正が行

われ、GEAHSSの会員団体は、団体の会員数に応じて相応の分担金を負担することと、会員数が1,000人以上の団体（日本教育社会学会が該当）の分担金額を年10,000円とすることが決まりました。今年度から、日本学術会議第一部総合ジェンダー分科会の会合にGEAHSS委員長・副委員長が陪席し、両者の連携をはかって参ります。（<https://geahssoffice.wixsite.com/geahss>）

（人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡会担当理事：多賀太）

2019・20学会年度 理事・事務局・委員等の構成

理事（地区別・アイウエオ順）

北海道：小内透（北海道大学）／高橋均（北海道教育大学旭川校）

東北：島一則（東北大学）／天童睦子（宮城学院女子大学）／福田亘孝（東北大学）

関東甲信越：荒牧草平（日本女子大学）／岩永雅也（放送大学）／清水陸美（日本女子大学）／白川優治（千葉大学）／高木誠一（国際武道大学）／西島央（青山学院大学）／間山広朗（神奈川大学）／耳塚寛明（青山学院大学）

東京：大多和直樹（お茶の水女子大学）／沖清豪（早稲田大学）／菊地栄治（早稲田大学）／北澤毅（立教大学）／古賀正義（中央大学）／中村高康（東京大学）／濱中淳子（早稲田大学）／濱中義隆（国立教育政策研究所）／広田照幸（日本大学）／朴澤泰男（国立教育政策研究所）／牧野智和（大妻女子大学）／山田哲也（一橋大学）／油布佐和子（早稲田大学）／吉田文（早稲田大学）

中部：伊藤彰浩（名古屋大学）／内田良（名古屋大学）／片山悠樹（愛知教育大学）／加藤潤（愛知大学）／渡邊雅子（名古屋大学）

近畿：稲垣恭子（京都大学）／岩井八郎（京都大学）／木村涼子（大阪大学）／倉石一郎（京都大学）／志水宏吉（大阪大学）／多賀太（関西大学）／高田一宏（大阪大学）／中澤渉（大阪大学）／原清治（佛教大学）／山内乾史（神戸大学）

中四国：小林信一（広島大学）／白松賢（愛媛大学）／村澤昌崇（広島大学）／山田浩之（広島大学）

九州：木村拓也（九州大学）／西本裕輝（琉球大学）／東野充成（九州工業大学）／吉本圭一（九州大学）

大会校理事：富江英俊（関西学院大学）

会長指名理事：相澤真一（上智大学）

会長

吉田 文（早稲田大学）

事務局長 天童睦子（宮城学院女子大学）

事務局次長 相澤真一（上智大学）

事務局員 太田昌志（早稲田大学大学院）・福島由依*（東京大学大学院）

企画部

部長 中澤 渉（大阪大学）・副部長 仁平典宏（東京大学）
会計部

部長 島 一則（東北大学）・副部長 原田健太郎（島根大学）

広報部

部長 濱中淳子（早稲田大学）・副部長 立石慎治（国立教育政策研究所）

年次研究大会支援部

部長 朴澤泰男（国立教育政策研究所）・副部長 戸村理（國學院大學）

会員管理部

部長 白松 賢（愛媛大学）・副部長 牧野智和（大妻女子大学）

教育部

部長 内田 良（名古屋大学）・副部長 間山広朗（神奈川大学）・内田康弘（愛知学院大学）

編集委員会 委員長 中村高康（東京大学）・副委員長 渡邊雅子（名古屋大学）・井上義和（帝京大学）

研究委員会 委員長 山内乾史（神戸大学）・副委員長 原 清治（佛教大学）・大多和直樹（お茶の水女子大学）

国際委員会 委員長 山田浩之（広島大学）・副委員長 シム・チュン・キャット（昭和女子大学）・尾川満宏（愛媛大学）

学会賞選考委員会 委員長 古賀正義（中央大学）・副委員長 村澤昌崇（広島大学）

人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡会担当理事
多賀 太（関西大学）

教育関連学会連絡協議会担当理事 吉田 文（早稲田大学）

社会調査協会担当理事 木村拓也（九州大学）

大会校理事 富江英俊（関西学院大学）

監査 知念 渉（神田外語大学）・石黒万里子（東京成徳大学）

（9月13日 第1回2019・20学会年度理事会までに承認されたもの。*は11月16日第2回常務会で仮承認。）

理事会の記録（抜粋）

平成30学会年度第2回理事会（2019年6月29日）

I. 報告事項

1. 会長報告

吉田会長より、学会年度について、西暦の使用で統一することの提案があり、承認された。また学会法人化に向けた今後の対応について報告があった。

2. 事務局長報告

片岡事務局長より、倫理規程（案）、倫理委員会規程（案）について後ほど説明があることが報告された。

3. 各部・委員会報告

1) 企画部報告

藤田企画部部長より、若手研究者奨励金について教育部

と合同で検討した旨の説明があった。

2) 会計部報告

白川会計部部長より、2018学会年度第3四半期（6月末）の状況について説明があった。また、ガリレオからの事務委託費請求について報告があった。

3) 会員管理部報告

居郷会員管理部副部長より、退会報告者・会員数現況について報告があった。また、選挙管理委員会報告として、2019・20年度日本教育社会学会理事選挙の状況について説明があり、理事50名が決定したとの報告があった。

4) 広報部報告

片岡事務局長より代理で、『教育社会学研究』オンライン化の状況について報告があった。次年度に引き継ぐ検討課題として、広報部員の増員の必要性が説明された。

5) 年次研究大会支援部報告

濱中年次研究大会支援部部長より、第71回大会準備状況について報告があった。

6) 教育部報告

山内教育部部長より、春の若手研究セミナーの実施状況、および大会時の若手研究者交流会の準備状況について報告があった。

7) 国際委員会報告

湯川国際委員会副委員長より、5月3日、4日の台湾教育社会学会への参加状況について報告があった。また学会大会時のランチミーティングについて、英語部会後に実施予定との報告があった。

8) 編集委員会報告

酒井編集委員会委員長より、104集と105集の編集状況、契約書、および常時投稿制度についての検討結果が報告された。常時投稿制度については、会長の諮問により委員会で検討を続けてきたことが説明された上で、伊藤茂樹編集委員会副委員長より、従来通りの方式を支持するとの検討結果が報告された。これに対し中澤理事ほかより、編集委員の負担に鑑み、現行の体制を変えていくべきであるとの意見が出され、本件については、会長預かりとなることが確認された。

9) 研究委員会報告

菊地研究委員会委員長より、大会プログラムおよびポスターセッションの実施に関する検討結果が報告された。また、大会発表の取り消しが1件あると報告があった。酒井編集委員会委員長より、大会のI-12部会が中国・台湾からの発表者のみになっており、今後は日本語発表と混ぜることも検討したほうがよいとの提案があった。

10) 学会賞選考委員会報告

小内学会賞選考委員会委員長より、学会賞選考の状況及び結果について報告があった。

4. 大会校報告

日下田年次研究大会支援部副部長より、大会準備状況が報告された。

II 審議事項

1. 入会申込者の承認

居郷会員管理部副部長より、入会申込者について説明が

あり、審議の上、承認された。

2. 教育部部員の追加について

山内教育部部長より、2名の部員追加について説明があり承認された。

3. 来年度予算編成の基本方針

白川会計部部長より、決算見直しおよび来年度予算編成の基本方針について説明があった。今後の審議によって適宜変更を加えていくことが確認された。

4. 「常勤職にない会員」への支援の新設・会費変更について

白川会計部部長より、「常勤職にない会員」への支援の新設・会費変更とその影響について説明がなされた。「常勤職にない会員」の定義等について意見が出され、引き続き議論を行っていくことが確認された。

5. 「大規模災害の被災・避難会員に対する会費免除措置」の恒久化案について

白川会計部部長より、大規模災害の被災・避難会員に対する会費免除措置について説明された。また、災害発生時には周知を改めて行うべきだとの意見が常務会で提出されたことも共有された。制度の恒久化について承認された。

6. 若手研究者を中心とする研究奨励金制度の提案について

小針企画部副部長より、若手研究者を中心とする研究奨励金制度の新設提案に関する趣旨説明のあと、山内教育部部長より制度の詳細が報告された。これに対し選抜の基準の明確化が必要であるとの意見や申請および審査の負担が重いとの指摘があった。他の研究奨励制度との兼ね合いがあり、制度として丁寧に議論する必要があるとの指摘があった。以上の議論を踏まえて、継続して議論を進めていくことが確認された。

7. 日本教育社会学会倫理規程（案）について

片岡事務局長より、日本教育社会学会倫理規程（案）について説明があった。倫理委員会のあり方についての議論がなされ、倫理委員会については引き続き情報収集を進めて検討を行っていくこと、倫理規程についてはパブリックコメントを募り、その結果を踏まえて次回の理事会に諮ることが確認された。

平成30学会年度第3回理事会(2019年9月11日)

I 報告事項

1. 会長報告

吉田会長より、今期理事会において一般社団法人化を進めたこと、倫理規程制定にむけての検討を進めたことの2点について報告があった。また総会での審議にかけたいとの報告がなされた。

2. 会務報告

1) 会務総括報告

片岡事務局長より、会務総括報告として、今期の主な決定事項・実施事項16点の報告がなされた。

2) 企画部報告

藤田企画部部長より、企画部による検討・実施事項7点について報告がなされた。

3) 会計部報告

白川会計部部長より、会計部による検討・実施事項7点について報告がなされた。

4) 広報部報告

多賀広報部部長より、広報部による検討・実施事項4点について報告がなされた。

5) 年次研究大会支援部報告

濱中年次研究大会支援部部長より、年次研究大会支援部による検討・実施事項6点について報告がなされた。

6) 会員管理部報告

大多和会員管理部部長より、会員管理部による検討・実施事項7点の報告がなされた。

7) 教育部報告

山内教育部部長より、教育部による検討・実施事項2点について報告がなされた。

3. 編集委員会報告

酒井編集委員会委員長より、編集委員会の今期の活動内容7点の報告がなされた。また教育社会学研究106集の特集について報告があった。執筆者名の表記について1点訂正があった。

4. 研究委員会報告

菊地研究委員会委員長より、研究委員会の今期の活動内容5点の報告がなされた。

5. 国際委員会報告

尾川国際委員会副委員長より、国際委員会の今期の活動5点が報告された。国際交流支援について、第71回大会英語特設部会への中国教育社会学会からの招聘者は9名との訂正があった。

6. 学会賞選考委員会報告

小内学会賞選考委員会委員長より、学会賞の選考結果、選考経過、選考委員、選考理由について報告がなされた。

7. 社会調査士協会担当理事報告

平沢社会調査士協会担当理事より、2019年度の社会調査士・専門社会調査士認定結果、専門社会調査士(8条規定)の申請条件の変更について、2019年度の社会調査士資格・専門社会調査士資格(正規)の日程結果、科目認定・資格認定のWeb申請システムの改修、の4点が報告された。

8. 選挙管理委員会報告

大多和会員管理部部長より、理事選挙について報告がなされた。

9. 人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡会(GEAHSS)報告

小方GEAHSS担当理事より、本年度に実施した大規模調査報告書を作成中であること、GEAHSSの活動についての周知を進めていく予定であることが報告された。

II 審議事項

1. 2018学会年度決算案について

白川会計部部長より、2018学会年度の決算の概要と特別会計の2点、併せて累年会費構成表、監査報告について説明があり、承認された。

2. 2019学会年度予算案について

白川会計部部長より、2019学会年度予算編成の基本方

針にかかわって、収入・支出の設定、特別会計、その他の4点で説明があり、承認された。

3. 入会の承認について

大多和会員管理部部長より、入会申込者について説明があり承認された。また退会報告者と会員数現況について報告された。

4. 会則改正について

片岡事務局長より、日本教育社会学会会則の改正について説明があり、承認された。

5. 学会の一般社団法人化について

吉田会長より、日本教育社会学会の一般社団法人化の検討状況について説明があり、2020年度の一般社団法人化をめざし、2019年度に法人化検討WGを常務会内に設置することが承認された。

6. 日本教育社会学会倫理規程案について

片岡事務局長より、倫理規程(案)に関するパブリックコメント(2019年8月21日～9月3日募集)の結果と回答、倫理規程最終案、日本教育社会学会「研究倫理宣言」と「倫理規程」(案)の対応の3点について説明がなされた。また今回の倫理規程はあくまで学会の倫理コードを定めるものであり、運用については今後議論していくものであるとの見解が示された。吉田会長より、総会で倫理規程案の承認が得られれば、倫理WGを常務会内に立ち上げて、運用に関する議論を進めていく予定であるとの見解が示された。以上の議論を踏まえて、審議の結果、倫理規程案が原案通り承認された。

7. 今後のGEAHSSのあり方についての意見照会への対応について

小方GEAHSS担当理事より、GEAHSSからの意見照会4点、および日本教育社会学会としての提出意見案について説明があった。審議の結果、提出意見案が承認された。

8. 次期大会校について

吉田会長より、次期大会校は関西学院大学であり、次期大会校理事は富江英俊会員を予定していることが報告された。

9. 前回理事会議事録の承認

片岡事務局長より、議事録確認の依頼があり、確認の上承認された。

(前事務局長：片岡栄美)

常務会の記録

平成30学会年度第5回常務会(2019年6月29日)

I 報告事項

1. 会長報告

吉田会長より、学会年度について、西暦の使用で統一することの提案があり、承認された。学会法人化に向けた今後の対応について報告があった。白川会計部部長より、法人化により、100万円程度支出が増えるが現行の学会会計であれば問題ないこと、法人理事は登記が必要だが、法人

理事の人数が多くなると法人理事を変更する際の手続きは煩雑となることが予想されることが補足された。

2. 事務局長報告

片岡事務局長より、大会時の常務会・理事会における会務報告等資料の作成依頼、および各部・各委員会での業務引き継ぎの依頼があった。また、倫理規程（案）、倫理委員会規程（案）について説明がなされた。

3. 各部・委員会報告

1) 企画部報告

藤田企画部部長より、若手研究者奨励金について教育部から説明があるとの報告があった。

2) 会計部報告

白川会計部部長より、2018学会年度第3四半期（4月末）の状況について説明があった。また、ガリレオからの事務委託費請求について報告された。

3) 会員管理部報告

居郷会員管理部副部長より、入会申込者・退会報告者・会員数現況の報告があった。また選挙管理委員会報告として、2019・20年度日本教育社会学会理事選挙の状況について報告があった。

4) 広報部報告

片岡事務局長より代理で、『教育社会学研究』オンライン化の状況について報告があった。

5) 年次研究大会支援部報告

濱中年次研究大会支援部部長より、第71回大会準備状況について報告された。

6) 教育部報告

山内教育部部長より、春の若手研究セミナーの実施状況、および大会時の若手研究者交流会の準備状況について報告された。とくに春の若手セミナーについては廃止の方向で検討していることが説明された。

7) 国際委員会報告

湯川国際委員会副委員長より、5月の台湾教育社会学会への参加状況および学会大会時のランチミーティングについて報告があった。

8) 編集委員会報告

酒井編集委員会委員長より、104集と105集の編集状況、契約書、および常時投稿制度の検討結果が報告された。

9) 研究委員会報告

菊地研究委員会委員長より、大会プログラム、およびポスターセッションの実施に関する検討結果について報告がなされた。

4. 大会校報告

日下田年次研究大会支援部副部長より、大会プログラム冊子の作成中であり、英語ランチミーティング、バリアフリー化の記述が新規に掲載する事項であるとの報告があった。

II 審議事項

1. 教育部部員の追加について

山内教育部部長より、2名の部員追加について説明があり承認された。

2. 来年度予算編成の基本方針

白川会計部部長より、決算見直しおよび来年度予算編成の基本方針について説明された。理事会における審議によって適宜変更を加えていくことが確認された。

3. 「常勤職にない会員」への支援の新設・会費変更について

白川会計部部長より、「常勤職にない会員」への支援の新設・会費変更とその影響（学会収入の約100万円減）について説明された。議論の結果、吉田会長より、今期で決定することは難しく、次期に持ち越すことが必要だと指摘があった。

以上の議論を踏まえて、理事会で審議することが確認された。

4. 「大規模災害の被災・避難会員に対する会費免除措置」の恒久化案について

白川会計部部長より、大規模災害の被災・避難会員に対する会費免除措置について説明があった。濱中年次研究大会支援部部長より、被災者のためには、災害の度に案内を出すことが必要ではないかとの指摘があった。理事会で審議することが確認された。

5. 若手研究者を中心とする研究奨励金制度のあり方について（案）

小針企画部副部長より、若手研究者を中心とする研究奨励金制度のあり方の趣旨について説明があり、山内教育部部長より制度の詳細が説明された。「4年間」という期間設定があることや、「若手」の定義および他の研究費の受領状況に関して質問があった。吉田会長より、他の研究奨励制度との重複受給を可能とするか、また選考委員会の設置について定めておく必要があるとの指摘があった。理事会で審議した上で、次期に持ち越して引き続き議論を行っていくことが確認された。

6. 日本教育社会学会倫理規程（案）

片岡事務局長より、日本教育社会学会倫理規程（案）について説明があり、湯川国際委員会副委員長より補足があった。片岡事務局長より、理事会、メーリングリスト、またパブリックコメントでもさまざまな指摘を歓迎すると発言があった。

7. 日本教育社会学会倫理委員会規程（案）

片岡事務局長より、日本教育社会学会倫理委員会規程（案）について説明があった。今後、継続して審議を行うことが確認された。

平成30学会年度第6回常務会（2019年9月11日）

I 報告事項

1. 会長報告

吉田会長より、11月の次期常務会の開催までに、新田委員会・部での引き継ぎを完了してもらいたいとの依頼があった。

2. 事務局長報告

片岡事務局長より、「災害による会費免除」の申請については罹災証明書の提出など被害状況確認方法を検討する必要性が指摘された。次期事務局において、本制度の運用ガイドラインを作成する必要が指摘され、そのような対応

を進めていくことが課題として確認された。

ブリテンにおける大会発表取消者・欠席者、大会参加者数の報告原稿を大会実行委員長が執筆する必要があることの確認があった。

倫理規程（案）に関するパブリックコメントと倫理WGによる回答、倫理規程案について要点が報告された。酒井編集委員会委員長より、倫理規程に基づき倫理委員会が設置されるのであれば、倫理委員会と編集委員会の主管業務を整理する委員会規程が必要ではないかとの意見が出された。一方で、研究委員会は内部マニュアルに基づく運用が可能であること、国際委員会もまだ業務範囲が確定していないこともあり、当面は内部マニュアルでの運用が可能であることが確認された。

片岡事務局長より、諸会議進行表にもとづき、理事会・総会打ち合わせ・総会・学会賞授与式・評議員懇談会の各会議の議事進行について確認があった。

II 審議事項

1. 評議員会・監査の今後の運用について

吉田会長より、評議員会・監査の今後の運用について意見募集があり、大多和会員管理部部長より、選挙管理業務については選挙管理委員長が実務を担っている部分もあり、評議員の中から選出するのではなく実務を担える人に任せることも考えうるとの意見が出された。評議員会・監査の運用については、次期の常務会に引き継いでゆくことが確認された。

2. 前回常務会議事録確認

各自確認の上、承認された。

（前事務局長：片岡栄美）

寄贈図書

SEQ/編著者/書名/出版社/発行/寄贈者/受取

1. 山内乾史(編著)『才能教育の国際比較』/東信堂/2018.12/出版社/2019.04
2. ドナルド・W・オリバー、ジェームズ・P・シェーバー(著)渡部竜也、溝口和宏、橋本康弘、三浦朋子、中原朋生(訳)『ハーバード法理学アプローチ』/東信堂/2019.01/出版社/2019.04
3. 長野公則(著)『アメリカの大学の豊かさと強さのメカニズム』/東信堂/2019.01/出版社/2019.04
4. 丸山恭司、尾川満宏、森下真実(編)『教員養成を担う』/溪水社/2019.02/著者/2019.03
5. 森田尚人・松浦良充(編著)『いま、教育と教育学を問い直す』/東信堂/2019.02/出版社/2019.04
6. 添田晴雄(著)『文字と音声の比較教育文化史研究』/東信堂/2019.02/出版社/2019.04
7. 申智媛(著)『韓国の現代学校改革研究』/東信堂/2019.02/出版社/2019.04
8. 萱島信子(著)『大学の国際化とODA参加』/玉川大学出版部/2019.02/著者/2019.03
9. 吉川徹、狭間諒多郎(編)『分断社会と若者の今』/大阪大学出版会/2019.03/出版社/2019.04
10. 江田英里香(著)『カンボジアの学校運営における住民参加』/ミネルヴァ書房/2019.03/出版社/2019.03
11. 塩入すみ(著)『ロケーションとしての留学』/生活書院/2019.03/出版社/2019.03
12. 歌川光一(著)『女子のたしなみと日本近代』/勁草書房/2019.03/出版社/2019.03
13. 羽田貴史(著)『大学の組織とガバナンス』/東信堂/2019.03/出版社/2019.03
14. 黄順姫(著)『身体文化・メディア・象徴的権力 化粧とファッションの社会学』/学文社/2019.03/出版社/2019.04
15. 青木栄一(編著)『文部科学省の解剖』/東信堂/2019.03/出版社/2019.04
16. OECD(編著) 秋田喜代美、阿部真美子、一見真理子、門田理世、北村友人、鈴木正敏、星三和子(訳)『OECD保育の質向上白書』/明石書店/2019.03/出版社/2019.04
17. 斎藤有吾(著)『大学教育における高次の総合的な能力の評価』/東信堂/2019.03/出版社/2019.04
18. 加藤真紀、喜始照宣(著)『グローバルに問われる日本の大学教育成果』/東信堂/2019.03/出版社/2019.04
19. 関口洋平(著)『現代ベトナム高等教育の構造』/東信堂/2019.03/出版社/2019.04
20. 関西大学ライティングラボ、津田塾大学ライティングセンター(編)『大学におけるライティング支援』/東信堂/2019.03/出版社/2019.04
21. 京都大学大学院教育学研究科『京都大学大学院 教育学研究科紀要 第65号』/京都大学大学院教育学研究科/2019.03/出版社/2019.08
22. 山田肖子(編)『世界はきっと変えられる』/明石書店/2019.04/出版社/2019.04
23. 川前あゆみ、玉井康之、二宮信一(編著)『豊かな心を育む へき地・小規模校教育』/学事出版/2019.04/著者/2019.05
24. 村瀬学(著)『いじめ—10歳からの「法の人」への旅立ち—』/ミネルヴァ書房/2019.04/出版社/2019.03
25. 亀田温子、内藤和美、入江直子(著)『県立高校男女共学化のゆくえ 埼玉、群馬、栃木の20年』/ユック舎/2019.05/著者/2019.05
26. 遠藤孝夫(編著)『「主体的・対話的で深い学び」の理論と実践』/東信堂/2019.05/出版社/2019.08
27. 澤邊潤、木村裕、松井克浩(編著)『長期学外学修のデザインと実践』/東信堂/2019.05/出版社/2019.08
28. 山村滋、濱中淳子、立脇洋介(著)『大学入試改革は高校生の学習行動を変えるか』/ミネルヴァ書房/2019.06/出版社/2019.06
29. マーク・ブレイ、オーラ・クウォ(著) 森いづみ、早坂めぐみ、佐久間邦友、田中光晴、高嶋真之、大和洋子(訳)『塾・私塾の補習ルールの国際比較』/東信堂/2019.06/翻訳者/2019.07
30. 田中智志(著)『教育の理念を象どる-教育の知識論序説-』/東信堂/2019.06/著者/2019.07
31. 山田肖子(著)『知識論—情報クラウド時代の知るという営み』/東信堂/2019.06/著者/2019.07
32. 主体的学び研究所(編)『主体的学び』/東信堂/2019.06/出版社/2019.08
33. 久保田英助、大岡紀理子(編) 森下稔(監修)『幼児教育系学生のための日本語表現法』/東信堂/2019.06/出版社/2019.08
34. 松岡亮二(著)『教育格差—階層・地域・学歴』/筑摩書房/2019.07/出版社/2019.07
35. 天野郁夫(著)『新制大学の時代 日本的高等教育像の模索』/名古屋大学出版会/2019.08/出版社/2019.07
36. 清水美紀(著)『子育てをめぐる公私再編のポリティクス』/勁草書房/2019.08/出版社/2019.08
37. ローラント・ヴォルフガング・ヘンケ(編集代表) 濱谷佳奈(監訳) 栗原麗羅、小林亜未(訳)『ドイツの道徳教科書』/明石書店/2019.08/監訳者/2019.09
38. 荒牧草平(著)『教育格差のかくれた背景』/勁草書房/2019.09/著者/2019.08
39. 橋本鉦市(編著)『専門職の質保証』/玉川大学出版部/2019.09/出版社/2019.09
40. 志水宏吉、島善信(編著)『未来を創る人権教育』/明石書店/2019.09/著者/2019.09
41. 片岡栄美(著)『趣味の社会学』/青弓社/2019.09/出版社/2019.10
42. 今田絵里香(著)『「少年」「少女」の誕生』/ミネルヴァ書房/2019.10/著者/2019.09

学会への連絡、および各種手続きに関しては以下までお願いいたします。

●学会事務局

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-24-1-4F
ガリレオ学会業務情報化センター内
日本教育社会学会

E-mail : g003jses-mng@ml.gakkai.ne.jp

●ブリテン編集部 (投稿・問い合わせ)

濱中淳子 (広報部長)
〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1
早稲田大学 教育・総合科学学術院

E-mail : jhama@waseda.jp

●ホームページ

URL : <http://www.gakkai.ne.jp/jses/>

日本教育社会学会会報 No.171

2019年12月13日発行

発行 日本教育社会学会

会長 吉田 文

編集 日本教育社会学会広報部

印刷 タマタイプ

〒208-0002 武蔵村山市神明2-78-1

Tel : 042-562-0965 Fax : 042-566-1084